

「第5次埼玉県国土利用計画」に対する御意見と県の考え方について

○ 意見募集期間：令和5年5月1日（月曜日）～5月31日（水曜日）

○ 意見反映状況の区分・件数

提出者数：5名

意見件数：26件

A 意見を反映し、案を修正したもの 16件

B 既に案で対応済みのもの 3件

C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの 3件

D 意見を反映できなかったもの 1件

E その他（計画への賛否の表明等） 3件

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
1	—	全般	<p>総論としては目指すべき方向は、特段の異論はなく積極的に推進していただきたいと思えます。敢えて付け加えるなら、開発と保全のメリハリをつけて頂きたいと思えます。</p> <p>人口減少・少子高齢化が進む中で、本政策を織り込むことで農地や森林の開発を抑制していく方向であると理解しました。</p> <p>令和元年東日本台風など、地球温暖化に伴い、県内でも自然災害が甚大化しているため、災害の軽減化やCO2削減の観点でも、県土の土地利用として開発を一定程度抑制し、農地や森林を保全していくことは最重要であると思えます。</p>	<p>農地や森林等は周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ保全に努め、開発については環境等に配慮しながら適切に進めるなど、計画策定後引き続き適正に運用してまいります。</p>	E
2	<p>第1章 県土の利用に関する基本構想</p> <p>2（3）土地利用状況の推移</p>	3	<p>平成20年から令和2年の12年間で農地が73km²、森林が18km²も減少している。</p> <p>《意見》</p> <p>上記の理由が明らかになっていない。何に転用されたのか。森林がなくなって何に変わったかについて「流通倉庫以外はソーラー」ではないかと言われています。実態を明記すべきです。</p>	<p>農地や森林などは、それぞれの個別法で適切に審査し転用しており、許可申請書等にその理由が記載されています。また、埼玉県国土利用計画は、県土の利用に関する基本的な方向性を記載するものであり、一つ一つの転用理由やその面積までは把握していません。</p> <p>しかし、利用区分ごとの面積変動や目標設定における課題等は捉えておりますので、「第1県土利用に関する基本構想」「3基本条件の変化」に記載しています。</p>	B

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
3	第1 県土の利用に関する基本構想 3(3) 都市化の進展と気候変動 4(2) 県土利用の基本方針	6	<p>①良好な景観、野生生物の生息・生育の確保など機能を果たしてきた。 ②気候変動や生態系の破壊による生物多様性の損失、身近な緑の減少などの諸課題に対応するとともに長期的な視点に立ち、人と自然が調和することを基本に、持続可能な県土利用が必要である。 ③上記の課題に対して総合的に取り組むことにより、SDGsの基本理念に沿い、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指す。そして、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けての中でも、「人と自然が調和し、持続可能な県土利用」を上げています。</p> <p>《意見》 これらの事を進めるために太陽光発電設備の設置が里山や森林を削り自然を壊して進められることに心を痛めている県民が多くいます。県は本計画において「規制」する立場を明確にすべきです。</p>	<p>御意見及び第6次国土利用計画（全国計画）を踏まえ、「第1県土の利用に関する基本構想」の「3(3) 都市化の進展と気候変動」について、下記のとおり修正します。</p> <p>①タイトルを「(3) 都市化の進展と気候変動・自然環境」に修正 ②第2段落を削除 ③第3段落の後に次の文章を追加 「また、地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いており、暮らしを支える生態系ネットワークの形成に大きな影響を及ぼしている。そのため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」が掲げられている。このように、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現が要請されている。</p> <p>さらに、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギーの導入促進が求められる中、太陽光発電施設などの設置が進んでいるが、防災面、景観や環境への影響、使用済みパネルの廃棄等に対する懸念が顕在化している。」</p>	A
4	第1 県土の利用に関する基本構想 3(3) 都市化の進展と気候変動	6	<p>国土利用計画第7条第2項で「都道府県計画は、全国計画基本とするものとする」と規定されており、その全国計画の素案が4月17日に公表されています。</p> <p>全国計画素案p.4は、生物多様性の損失が続いていることを、暮らしを支える様々な生態系サービスに大きな悪影響を及ぼすことから重視し、国内外の動向をも踏まえ、「30by30目標」に言及し、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした国土利用・管理の推進を掲げています。このことは本県の土地利用についても大切なことと考えます。</p> <p>「生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」では、「30by30目標」の達成に向け、県でも目標を設定し、土地利用に関する各種取組の推進が期待されるとされています。</p> <p>本計画案に「パリ協定」及び「カーボンニュートラル」と気候変動に関することが書かれていますが、生物多様性に関することが書かれていません。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」に言及しつつ、「30by30目標」の達成や、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現が要請されていることを加筆する必要があります。</p>	<p>さらに、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギーの導入促進が求められる中、太陽光発電施設などの設置が進んでいるが、防災面、景観や環境への影響、使用済みパネルの廃棄等に対する懸念が顕在化している。」</p>	A

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
5	第1 県土の利用に関する基本構想 4(2)ウ 人と自然が調和し、持続可能な県土利用	8,9	<p>「国土利用計画（全国計画）」素案 p.7「国土利用の基本方針」の「健全な生態系の確保により繋がる国土利用・管理」に、「健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である」、「その際、グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）など NbS（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用や SDGs の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要である。」が掲げられています。本県における「県土利用の基本方針」の再検討に当たっても重要な内容と考えます。本計画案「人と自然が調和し、持続可能な県土利用」についても、「人と自然が調和する県土利用の観点からは、土地の利用や管理を通して生活環境と自然環境が調和する関係をつくり出し、広域的な生態系ネットワークを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を進めていく」というように「広域的な生態系ネットワークを形成し」を加筆する必要があります。あわせて末尾部分に、「その際、グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）など NbS（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用や SDGs の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくという考えが重要である。」を加筆する必要があります。加筆の仕方は色々考えられるところですが、生態系ネットワークという言葉が示される前、すなわち、「県土利用の基本方針」を示すこの部分に、全国計画同様に、「生態系ネットワークの形成」を明記しておく必要があります。</p>	<p>御意見及び第6次国土利用計画（全国計画）を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>①第1段落を「人と自然が調和する県土利用の観点からは、土地の利用や管理を通じて生活環境と自然環境が調和する関係をつくり出すとともに、広域的な生態系ネットワークを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を進めていく。」に修正</p> <p>②第4段落「・・・整備・保全に努める。」の後に次の文章を追加「自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の取組などによって、地域社会の課題の解決を図ることが重要である。」</p>	A

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
6	第1 県土の利用に関する基本構想 5 (1) 農地	10	<p>農地について、「生活環境上の緑地、保水及び遊水などの多面的機能を有することから…その保全を図る」とされていますが、今の農地は必ずしも多面的機能を有すると言いきれません。「国土利用計画（全国計画）」素案 p.12「農地」では「不断の良好な管理を通じて国土保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮を図る」とされ、農業に多面的機能の観点からマイナス面のあることも直視した書きぶりになっており、本県においても当てはまると考えます。</p> <p>本計画案「農地」についても、「農地については、県民の豊かな食生活を支える食料供給、生活環境上の緑地、生物多様性保全、保水及び遊水などの多面的機能の適切な維持・発揮に向けて、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、その保全を図り、また、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を促進する。」とする必要があります。</p>	<p>御意見を踏まえ、第1段落を以下のとおり修正します。</p> <p>「農地については、県民の豊かな食生活を支える食料供給、生活環境上の緑地、生物多様性保全、保水及び遊水など農林業・農山村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、その保全を図る。また、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。」</p>	A
7	第1 県土の利用に関する基本構想 5 (4) 水面・河川・水路	11	<p>「国土利用計画（全国計画）」素案 p.13「水面・河川・水路」の部分に、「グリーンインフラ」「Eco-DRR」というこれからの国土利用・管理に当たってのキーワードが明示され、また、「生態系ネットワーク形成を促進」することによる生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出」という本県においても重要な考えが示されています。</p> <p>本計画案「水面・河川・水路」についても、河川の部分冒頭を「河川については、河川改修を推進するとともに都市化に伴う雨水浸透機能や保水及び遊水機能の低下を防止するため、森林や農地、湿地の保全を含め、土地利用に応じた雨水流出抑制対策や流出抑制機能の保全を進める。」とする必要があります。</p> <p>また、最後の段落部分について、「その整備に当たっては、治水及び利水機能、多様な生物の生息・生育環境に必要な水量や水質の確保を図るとともに、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラやEco-DRRの考えも踏まえ、自然や親水機能の保全・創出、生態系ネットワークの形成に配慮する。」とする必要があります。</p>	<p>御意見を踏まえ、最後の段落を以下のとおり修正します。</p> <p>「…水辺空間の利活用を促進する。また、その整備に当たっては、治水及び利水機能、多様な生物の生息・生育環境に必要な水量や水質の確保を図るとともに、グリーンインフラやEco-DRRの考え方を踏まえ、自然や親水機能の保全・創出に配慮する。」</p>	A

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
8	第1 県土の利用に関する基本構想 5 (5) 道路	11	<p>「国土利用計画（全国計画）」素案 p.14「道路」の部分では、「希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮する」ということが示されています。本県としても重要な内容と考えます。</p> <p>本計画案「道路」についても、3段落目の2行目に「整備に当たっては、…希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮する」を加える必要があります。</p>	御意見のとおり修正します。	A
9	第1 県土の利用に関する基本構想 5 (6) イ 工業用地	12	<p>「国土利用計画（全国計画）」素案 p.14「工業用地」の部分に、「工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮する」と、ネイチャーポジティブに向けた国としての考えが、具体的に分かり易く書かれています。本県としても重要な内容と考えます。</p> <p>本計画案「工業用地」についても、第1段落2行目を「その際、安全性の確保や周辺環境との調和、生物多様性保全等の観点からの緑地、水域やビオトープの保全・創出などに十分配慮するとともに未利用地の有効利用を図る。」とする必要があります。</p>	<p>御意見及び第6次国土利用計画（全国計画）を踏まえて、第2段落の後に以下の文章を追加します。</p> <p>「さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮する。」</p>	A
10	第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 1 (5) 利用区分ごとの規模の目標	15	<p>本計画資料「表2 県土の利用区分ごとの規模の目標」の説明欄（色分け部）の下から1欄と2欄の間に「2km²（0.1%）」と記載されているのに加えて対称地である「原野等」を記載したほうが明瞭だと思えます。1欄目に記載されているので省略したものと思うが、短文であり同様に記載したほうが一見して理解できるメリットがあります。</p>	御意見を踏まえ各項目に利用区分を追記して修正します。	A
11	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 1 (1) (オ) 道路	22	<p>同資料(オ)「道路」上から2行目「…多重化を図るとともに…」及び(カ)a「住宅地」の上から1行目「…災害対策を推進するとともに…」とあるのは、いずれも「<u>とともに</u>」とするところを「<u>と</u>」の一字が抜けているので指摘いたします。</p>	御意見のとおり修正します。	A

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
12	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 1(1)(カ) a 住宅地	23	同資料(オ)「道路」上から2行目「・・・多重化を図るとともに・・・」及び(カ) a「住宅地」の上から1行目「・・・災害対策を推進するとともに・・・」とあるのは、いずれも「 <u>とともに</u> 」とするところを「 <u>と</u> 」の一字が抜けているので指摘いたします。	御意見のとおり修正します。	A
13	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 1(1)ウ 土地利用転換を行う上での適正な調整	25	「土地利用の転換を図る場合には、不可逆性と影響の大きさに十分留意し…適正に行う」とし「大規模太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の設置に際して…①周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災などに配慮し、適切な管理に努める。②土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地などの課題が生じている地域においては、制度の的確な運用を通じ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。③低未利用地の有効利用を最優先とすることによって、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とし、次の点に留意するものとする」「大規模な土地利用転換…①農地や森林からの大規模な土地利用転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全と景観との調和などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。②住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの総合的な計画、公共施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。」 《意見》 以上について…重要であり評価するものです。	計画策定後、引き続き適正に運用してまいります。	E
14	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 1(1)ウ 土地利用転換を行う上での適正な調整	25	「国土利用計画(全国計画)」素案 p.21「土地の有効利用・転換の適正化」の部分に、「水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進する」ということが書かれています。本県としても重要な内容と考えます。 本計画案「土地利用転換を行う上での適切な調整」についても、2段落目の次に「水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点からは、農地や森林等の有効利用を促進する。」を追加する必要があります。	御意見を踏まえて、最後の段落を以下のとおり修正します。 「また、低未利用地の有効利用を最優先とすることによって、グリーンインフラやEco-DRRとして活用可能な農地や森林等からの転換を抑制することを基本とし、次の点に留意するものとする。」	A

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
15	<p>第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要</p> <p>(2) ア 埼玉版流域治水の推進</p>	26	<p>衆議院国土交通委員会「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和3年4月7日）において「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。」というように「生態系ネットワークに貢献すること」とされました。参議院国土交通委員会「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和3年4月27日）も同様です。</p> <p>また、「国土交通省環境行動計画」（令和3年12月）p.24において「流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図るとともに、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進する。」というように「生態系ネットワークの形成を推進する」とされました。</p> <p>「国土利用計画（全国計画）」素案p.23でも「広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進」とされています。</p> <p>これらはいずれも本県においても重要なことと考えます。</p> <p>以上のことから、「埼玉版流域治水の推進」でも、第2段落4~5行目を「施設の整備に当たって、流域内の土地利用との調和や生態系の有する多様な機能の活用などに配慮し、また、生態系ネットワークの形成にも貢献する。」とする必要があります。</p>	<p>第6次国土利用計画（全国計画）3（3）ア 国土の保全と安全性の確保においては「自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の整備」と記載されています。埼玉県計画においても同様の記載をしており、御意見の附帯決議や国土交通省環境行動計画の趣旨を踏まえていると考えています。</p>	B
16	<p>第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要</p> <p>(3) ア 持続可能なまちづくりの推進</p>	28	<p>農地や森林は、先にも記載の通り保全をしていくことが最重要と思います。</p> <p>一方で、既成市街地等については、人口・産業・商業が既に集積しており、インフラ（道路・鉄道など）も整備されているので、これらを活用しながら、適度な高度利用を図りながら、適度なコンパクトシティ化を目指すべきだと思います。（圏央道沿線など整備中エリアも同様）</p> <p>土地利用の観点とは異なりますが、道路（交通渋滞）や鉄道（混雑）は未だ改善すべき点もあると思いますので、現計画・事業中の事業は早期実現を切望します。</p>	<p>御意見のとおり、コンパクトシティについては「(3) ア 持続可能なまちづくりの推進」で記載しています。</p> <p>道路（交通渋滞）や鉄道（混雑）に関する御意見は、個別の事業を実施する上で参考とさせていただきます。</p>	C

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
17	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)イ(7)みどりの保全・創出	28	「生物多様性国家戦略 2023-2030」p.90 では、「生態系の健全性の回復」という部分に、「在来種を用いた緑化に当たって、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行う」ということが書かれています。本県としても重要な内容と考えます。また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」p.15 では、学校において「地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり」という表記があります。「生物多様性国家戦略 2023-2030」p.44 でも、「生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進」という部分に、「学校・園庭ビオトープ」という表記があります。いずれも「芝生化」という表記はされていません。本計画案「みどりの保全・創出」についても、第2段落2行目を「市町村や事業者が実施する地域在来の植物を用いた建物の緑化及び園庭などでのビオトープづくりに対する助成などにより、都市における身近な緑を創出するとともに、県民の環境意識の醸成を図る。」とする必要があります。	御意見のとおり修正します。	A
18	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)イ(4)川との共生	28	「国土利用計画（全国計画）」素案 p.13「水面・河川・水路」の部分に、「自然環境の保全・再生や生態系ネットワーク形成の促進」と「地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出」を両立させるという、本県においても重要な考えが示されています。 本計画案「川との共生」についても、第1段落1～2行目を「埼玉が持つ川のポテンシャルを生かし、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。」とする必要があります。 また、第2段落1行目を「また、民間事業者などのアイデアやノウハウをもとに、河川や調節池において自然環境の保全・再生を前提に水辺空間を利用したカフェやイベントスペースなどを創出する。」とする必要があります。	御意見及び「埼玉県5か年計画」の施策42「恵み豊かな川との共生」の施策内容を踏まえて、第1段落を以下のとおり修正します。 「グリーンインフラ及びその活用・展開の場でもある豊かで清らかな川を本県の大切な財産として未来に残すため、川との共生に取り組む。川の国応援団をはじめ、県民・団体・企業の連携のもとで持続して活動が行われるように県が支援する「SAITAMA リバーサポーターズ」の取組を推進し、地域による持続的かつ自立的な改善行動や維持管理活動につなげる。」	A

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
19	第3章 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)ウ(7)多様な自然環境の保全	28	<p>「生物多様性国家戦略 2023-2030」p. 60 では、「各主体に期待される役割と連携」という部分に、「30by30 目標」の達成に向けては、市町村あるいは都道府県レベルでの目標を設定し、都道府県立自然公園や条例に基づく保護地域はもちろん、より地域に根ざした地域住民に大切にされている里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や地域の企業等と一体となって保全することが期待される」と書かれています。本県としても重要な内容と考えます。</p> <p>本計画案「多様な自然環境の保全」についても、1 段落目を「30by30 目標の達成に向けて、市町村及び本県がそれぞれ目標を設定し、高い価値を有する原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域などについては、自然公園制度に基づく県立公園や条例に基づく保護地域などにより保護・保全するほか、より地域に根ざした地域住民に大切にされている里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や地域の企業等と一体となって保全を図る。」とする必要があります。</p>	<p>御意見を踏まえて第1段落を以下のとおり修正します。</p> <p>「高い価値を有する原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域などについては、自然公園や自然環境保全地域の適正管理などにより保全を図る。」に修正します。</p>	A
20	第3章 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)ウ(7)多様な自然環境の保全	28	<p>「国土利用計画（全国計画）」素案 p. 23 「自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保」という部分に、「森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める」等のことが書かれていますが「配慮する」という書き方はされていません。</p> <p>本計画案「多様な自然環境の保全」についても、2 段落目を「いずれの地域においても、生物多様性を確保する観点から、森林、農地、都市内緑地、水辺、河川などをつなぐ生態系ネットワークの形成に配慮する」を「を推進する」とする必要があります。</p>	御意見のとおり修正します。	A
21	第3章 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)ウ(7)多様な自然環境の保全	29	<p>「国土利用計画（全国計画）」素案 p. 23 「自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保」の部分に、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリング、に加えて「国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する」ということが書かれています。本県としても重要な内容と考えます。</p> <p>本計画案「多様な自然環境の保全」についても、第3段落1～2行目を「生態系の変化を的確に把握するためモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。」とする必要があります。</p>	<p>御意見を踏まえて、第4段落の前段部分を以下のとおり修正します。</p> <p>「また、生態系の変化を的確に把握するためモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。」</p>	A

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
22	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 1 (3)ウ(ア) 多様な自然環境の保全	29	<p>多様な自然環境の保全について…①高い価値を有する原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域などについては、自然公園制度に基づく県立公園などにより保全を図る。②里山は、適切な農林業活動や民間などによる保全活動の促進、必要な施設の整備などを通じて自然環境の維持・形成を図る。③自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。④いずれの地域においても、生物多様性を確保する観点から、森林、農地、都市内緑地、水辺、河川などをつなぐ生態系ネットワークの形成に配慮する。⑤国、市町村など様々な計画を段階的・有機的に連携させる。⑥生態系の変化を的確に把握するためモニタリングや調査・研究を推進する。⑦野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵などの整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成、野生鳥獣を誘引しない環境づくりなどを行う。⑧自然の特性に応じた自然とのふれあいの場の確保とエコツーリズムを推進する。</p> <p>《意見》 上記について…具体的な提案は重要であり評価するものです。</p>	<p>計画策定後、引き続き適正に運用してまいります。</p>	E
23	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)ウ(オ) カーボンニュートラルの実現	30	<p>「地球温暖化対策を加速し、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大に努め、適正かつ適切に設置・管理を実施していく」</p> <p>《意見》 とありますが太陽光発電設備の設置については上記の方針との整合性を図り例えば「なお、太陽光発電設備の設置については自然環境の保全を図り、地域との共生を図ること」などの文言を入れるべきです。</p>	<p>ここでは家庭部門や産業・業務部門でのカーボンニュートラルの実現について記載しています。御意見については P25「ウ 土地利用転換を行う上での適正な調整」で記載されているため原案のとおりとさせていただきます。</p>	B
24	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)ウ(カ) 環境影響評価制度等の推進	31	<p>「良好な環境を確保するため、環境に影響を及ぼすおそれのある開発については環境影響評価制度の適切な運用を図る。また、事業特性を踏まえつつ公共事業などの位置や規模などの検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る」としていますが、上記の「土地利用の転換」に際しても「環境影響評価」を行うべきです。</p>	<p>環境評価制度は、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例において評価対象事業などを定めており、御意見については、これらの運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	C

No.	章	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
25	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)ウ(カ)環境影響評価等の推進	31	<p>「環境影響評価制度の適切な運用」だけでは、開発事業による生物多様性の損失が少し抑制される程度でしかありません。</p> <p>2030年までに生物多様性のこれ以上の損失を止め反転させるとのネイチャーポジティブの実現に向けた国土形成のためには、環境影響評価制度への生物多様性オフセット(開発事業による生物多様性への損失を正味ゼロ(ノー・ネット・ロス)とする考え、損失分以上の措置を講じて影響をプラスにする場合(ネット・ゲイン)も含む。)の考えの早期導入が不可欠です。</p> <p>本県は、全国に先駆けるかたちで戦略的環境アセスメント制度を導入するなどしてきた実績があります。</p> <p>本計画案「環境影響評価制度等の推進」の末尾部分に「さらに、ネイチャーポジティブの考えに根差した県土の利用・管理に向け、生物多様性オフセットの考えの導入を検討する。」を加える必要があります。</p>	<p>埼玉県国土利用計画は県土の利用に関する基本的な方向性を記載するものであり、環境影響評価に係る考え方を記載するものではないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	D
26	第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要 (3)ウ(カ)環境影響評価等の推進	31	<p>◎今後も様々な開発が見込まれる。</p> <p>その際、大切になるのが、「自然との調和」である。</p> <p>そのためには、自然の実態を把握し、環境保全を確実に行うことが重要である。</p> <p>ところが、環境影響調査が必須となる開発は、巨大開発のみである。</p> <p>適切な国土利用のためには、小規模な開発であっても、せめて簡易な環境影響調査を義務づけるようなことができないだろうか。</p>	<p>環境評価制度は、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例において評価対象事業などを定めており、御意見については、これらの運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	C